

総行行第232号
平成23年12月26日

各都道府県知事 殿
各都道府県議会議長 殿

総務大臣

地方自治法施行令の一部を改正する政令等の施行について（通知）

地方自治法施行令の一部を改正する政令（平成23年政令第410号）及び地方自治法施行規則の一部を改正する省令（平成23年総務省令第169号）は、平成23年12月26日に公布され、同日施行されました。

貴職におかれては、下記事項に留意の上、その円滑な施行に向け、格別の配慮をされるとともに、貴都道府県内の市町村長及び市町村議会議長に対してもこの旨周知願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

第1 普通地方公共団体の長の調査等の対象となる法人等の範囲に関する事項

普通地方公共団体の長の調査等の対象となる法人等の範囲の拡大（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第152条関係）

- （1） 長の調査権の対象となる法人等として、地方公共団体の条例で、当該地方公共団体が資本金等の4分の1以上2分の1未満を出資している法人等を追加することができることとされたこと。
- （2） 今回の改正は、予算執行の適正化等を図る観点から、公金をもって資本金等の4分の1以上2分の1未満という高い割合の出資等をしている法人等のうち必要性があると判断したものについて長の調査権の対象とするものであるため、条例の制定にあたっては当該法人等の事業内容、出資経緯、出資目的等を個別に検討し判断されたいこと。
- （3） 上記（1）の条例を制定することに伴い、法第243条の3第2項の規定に基づき長が経営状況に関する書類の作成及び議会への提出を行う法人等も連動して追加されることとなること。

第2 財務に関する制度の見直しに関する事項

- 1 私人に徴収又は収納の事務を委託することができる公金の範囲の拡大関係（令第158条第1項関係）
 - (1) 私人に徴収又は収納の事務を委託することができる歳入として、寄附金が追加されたこと。
 - (2) 上記(1)の改正に伴い、「ふるさと寄附金」（地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金をいう。）の徴収又は収納の事務についても私人に委託することができることとされたこと。
- 2 随意契約の方法により契約を締結することができる者の範囲の拡大関係（令第167条の2第1項第3号関係）
 - (1) 随意契約の方法により契約を締結することができる施設等として、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）等の規定による施設等に準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が追加されたこと。
 - (2) 上記(1)の認定の手續として、次の事項が規定されたこと。（地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の2の3関係）
 - ① 普通地方公共団体の長は、令第167条の2第1項第3号の規定による認定をしようとするときは、あらかじめ、当該認定に必要な基準を定め、これを公表しなければならないこと。
 - ② 普通地方公共団体の長は、①の基準を定めようとするときは、あらかじめ、2人以上の学識経験を有する者の意見を聴かなければならないこと。
 - ③ 普通地方公共団体の長は、①の基準に基づいて認定しようとするときは、あらかじめ、2人以上の学識経験を有する者の意見を聴かなければならないこと。
 - (3) 上記(1)の改正により、新たに随意契約の方法により契約を締結することができる者として普通地方公共団体の長の認定の対象になることが想定される者は以下のとおりであること。
 - ① 令第167条の2第1項第3号に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設又は小規模作業所には該当しないが、実態としてこれらの施設等と同様に障害者の就労機会の確保等の活動・事業を行っている者
 - ② 令第167条の2第1項第3号に規定された高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第41条第1項に規定するシルバー人材センター連合又は同条第2項に規定するシルバー人材センターとして指定されていないが、実態としてこれらと同様に高年齢者等の就労機会の確保等の活動・事業を行っている者
 - ③ 令第167条の2第1項第3号に規定された母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する母子福祉団体には該当しないが、

実態としてこれと同様に母子及び寡婦の就労機会の確保等の活動・事業を行っている者

3 競争入札による場合の開札時における手続きの簡素化関係（令第167条の8第2項等関係）

(1) 競争入札において、入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を提出することにより行われる場合であって、普通地方公共団体の長が入札事務の公正かつ適正な執行の確保に支障がないと認めるときは、入札者及び当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせないことができることとされたこと。

(2) 上記(1)の改正は、具体的には、電子入札システムを導入して競争入札を実施している普通地方公共団体において、当該システムにより開札事務を行う場合に、不正行為が行われる余地がないと判断されるときなどを想定していること。

4 普通財産である土地の信託目的の拡大関係（令第169条の6第1項関係）

(1) 普通財産である土地（その土地の定着物を含む。）の信託目的として、次に掲げる事項が追加されたこと。

① 信託された土地の信託の期間の終了後に、当該土地の管理又は処分を行うこと。

② 信託された土地の処分を行うこと。

(2) 上記(1)の改正により、令第169条の6第1項第1号の信託の目的により信託された土地（その土地の定着物を含む。）の信託の期間の終了後に、上記(1)

①を目的とする新たな信託契約を締結することができることとされたこと。

第3 その他関係

1 地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）の一部改正関係

上記第2中2(1)の改正に伴い、地方公営企業法施行令について所要の規定の整備が図られたものであること。（地方公営企業法施行令第21条の14第1項第3号関係）

2 市町村の合併の特例に関する法律施行令（平成17年政令第55号）の一部改正関係

上記第1の改正に伴い、市町村の合併の特例に関する法律施行令について所要の規定の整備が図られたものであること。（市町村の合併の特例に関する法律施行令第50条第1項関係）

3 その他関係

上記第2中2(2)の改正に伴い、市町村の合併の特例に関する法律施行規則（平成17年総務省令第43号）について所要の規定の整備が図られたものであること。（市町村の合併の特例に関する法律施行規則第21条関係）